

岩手県告示第867号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第10条第1項の規定により、同条例第5条第1項の規定による次の届出について意見を有しない旨通知した。

平成29年12月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社大成
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）一関複合商業施設北東ブロック 一関市中里字神明地内
- 3 関係書類の縦覧の期間及び場所
  - （1） 期間 平成29年12月8日から平成30年1月8日まで
  - （2） 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び県南広域振興局経営企画部並びに一関市役所、陸前高田市役所、奥州市役所、平泉町役場及び住田町役場